

# NISA制度が変更されます

2024年1月以降、NISA（少額投資非課税制度）は新しいNISA制度へ変更されます。

お客さまが**常陽**でご利用いただいておりますNISA口座は新しいNISAへ自動的に引継ぎされますので、原則お手続きは不要となりますが、下記、および裏面の変更点につきましてご確認をお願いいたします。



## 新しいNISA制度では対象外となる商品があります

現行制度では非課税対象の一部商品（毎月分配ファンド等）が、新しいNISA制度では対象外となります。

当該商品について、現行制度で積立契約されている場合、2024年1月以降は、課税口座での買付となります。

対象のお客さまには、対象外となる積立契約の明細を別途郵送にてご案内いたします。

積立の変更、廃止等をご希望の場合、**インターネット投資信託**または**常陽**の窓口にてお手続きをお願いいたします。



常陽バンキングアプリからインターネット投資信託のお取引ができるようになりました！是非ご利用ください！

裏面もご確認ください▶

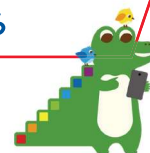
NISA制度についての詳細はこちら



新しいNISA  
（成長投資枠）  
対象商品の  
一覧はこちら



常陽バンキング  
アプリの  
ダウンロードは  
こちら



# 2024年1月以降の現行NISAの取扱いについて

現行NISAで購入した商品は、NISA期間満了までは引続き非課税で運用可能です。

現行NISA  
(非課税)期間

一般NISA: 最長5年  
つみたてNISA: 最長20年



下記の変更点についても、ご確認をお願いします。

## 現行NISAで購入した商品は、新しいNISAへ移行出来ません。

従来(2022年末迄)NISA期間満了時に、ご選択可能であったロールオーバー(翌年NISA枠への移行)はご選択できなくなりました。

NISA期間満了時迄には以下のいずれかの取扱いとなります。

- ①非課税期間満了前に解約する
- ②非課税期間満了時に課税口座に移行(自動移行となります)

## 現行NISAでの分配金再投資の取扱い(課税口座での買付となります)

現行NISA(一般NISA・つみたてNISA)の分配金を再投資(銘柄名に「累投型」と表示)とされている場合は、2024年1月以降、分配金再投資がNISA枠での買付ではなく課税口座での買付となります。

※再投資前の分配金は現行と変更なく非課税となります。

## 現行NISAおよび新しいNISAで同じ商品を購入した場合の取扱い

現行NISAで購入いただいた商品を、新しいNISAでも購入いただいた場合、ご解約の際は各NISAを区分してのご解約はできません。

※先にご購入いただいた明細からのご解約となります。

### ■お取引内容に関するお問い合わせ先

取引残高報告書に  
記載の取引店

店舗でのご相談予約



### ■NISA制度に関する一般的なお問い合わせ先

常陽ハローセンター TEL:0120-380-057

受付時間 平日9:00~20:00 土曜9:00~16:30  
祝日・年末年始・ゴールデンウィーク期間を除く